

各 位

2023年5月15日

会社名 THECOO株式会社

代表者名 代表取締役CEO 平良 真人

(コード番号：4255 東証グロース)

問合わせ先 取締役兼 デジタルマーケティング事業本部長 下川弘樹

(TEL. 03-6420-0145)

特別調査委員会による調査の進捗に関するお知らせ

当社は、2023年5月8日付「当社従業員による不正行為及び特別調査委員会の設置に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、特別調査委員会による調査を実施していましたが、調査の過程において下記の不適切な会計処理の疑義が判明しましたので、お知らせいたします。

記

1. 特別調査委員会の設置及び調査の進捗

2023年4月10日、当社は、顧客企業のマーケティング施策の提案、企画、運用、及びコンサルティング等を業務内容とするデジタルマーケティング事業本部において、通常実施している経理処理のために前月の各案件の売上及び原価（発注先への支払額等）について抜け漏れがないかを確認するため毎月初めに定例で実施している外注先に対する発注内容の検証を行っていたところ、同部に所属する営業部員3名（以下「対象従業員」又は「対象従業員ら」といいます。）のうち1名が、自らが担当者となっている案件について、自身の親族の住居地を所在地とする会社（以下「疑義対象会社」といいます。）に対して発注しており、その発注金額も他の外注先に比して相対的に高額であることが判明し、親族が経営する会社に対する発注ではないかとの疑義が生じました。しかし、当該発注案件は対象がコンサルティングなどの役務提供であり検収可能な納品物がなかったため、かかる疑義が生じた時点では当該案件についてすぐに業務実態を確認することができませんでした。

そのため、業務実態の有無の裏付けとなる資料の確認や関係者へのヒアリングを2023年4月28日に実施したところ、疑義対象会社の代表者が対象従業員1名の親族であることが判明し、さらに、疑義対象会社の設立以前においても、2019年以降、当該対象従業員1名が当該代表者個人に対して顧客企業のマーケティング施策に使用するインフルエンサーを使ったクリエイティブ製作やコンサルティングについて架空発注や水増発注をしていたことが判明しました。また、2021年以降、別の対象従業員1名が、同人の知人を代表とする会社1社に対して同様の発注を行い、さらに、2023年にも上記2名とは別の対象従業員の1名が同様の発注をするなど、対象従業員ら3名がいずれも不適切な発注を行っていたという事案（以下総称して「本件不正発注」といいます。）が判明いたしました。

現時点までの調査により判明した事実によれば、本件不正発注の発生を防ぐことができなかった主な原因は、対象従業員らが自身らの判断のみで外注先を選定して発注することが可能な環境であったこと、月末に部門長による案件毎の売上計上に関わる承認プロセスは経ていたものの、個別の発注内容を逐一確認する管理体制を構築できていなかった内部統制の不備にあると考えております。また、案件毎の納品物の検収は担当者による検収を実施した後、上長らによってかかる納品物の確認を実施することになっていたものの、外注した業務のうち本件不正発注のようにコンサルティングなど納品物の確認が困難なものも含まれていたことから、実際にはかかるルールが徹底されておらず、検収を実施していたものとそうでないものが混在していたことも本件不正発注を招いた一因であると認識しております。この点、対象従業員らは、本件不正発注に至った理由について、いずれも、外注先への発注について上司や第三者による管理体制が十分でなかったことから、これを悪用すれば容易に金銭を得られることができると思ったからであると述べています。なお、本件不正発注は、当初は対象従業員らのうち1名が単独で行っていたのですが、

当該対象従業員は、事案が会社に発覚することがなかったため、同僚で仲の良かった残る2名の対象従業員らに対して、その実行方法を伝授し、当該2名の対象従業員らも本件不正発注に及ぶに至ったものです。

当社は、直ちに社内調査を開始いたしましたが、その後、監査法人から、当社と利害関係を有しない外部専門家で組成された外部調査委員会を設置し、客観性、独立性、中立性を高め、深度ある調査を実施することに加え、デジタル・フォレンジック調査を実施することのご示唆を賜り、2023年5月2日、外部専門家及び当社常勤社外監査役（独立役員）を委員とする特別調査委員会を設置し、それまでの社内調査を同委員会に引き継いだ上で調査を開始しました。

特別調査委員会は、当社内外の関係者へのヒアリングや関係書類の精査・分析、デジタル・フォレンジックなどの多岐にわたる調査を実施しているとのことであり、現在判明している限りでは、本件不正発注の規模は最大で合計7700万円であるとの想定に変わりはありません。当社は引き続き、特別調査委員会の調査が迅速に行われるよう、全面的に協力してまいります。

2. 新たな不適切な会計処理の疑義

特別調査委員会による本件不正発注におけるデジタル・フォレンジック調査の過程において、2023年5月11日、当社社内のチャットツールから、①誤請求に基づき取引先から支払われた代金313万5000円（税込）に関連して適切な会計処理が行われていなかった可能性を疑わせる履歴と、②業務委託先から業務委託料198万円（税込）の請求を受領するのが遅れたことにより不適切な会計処理が行われていた可能性を疑わせる履歴が検出されました。

現時点で全容を把握するには至っておりませんが、これらはいずれも当社CF0が宛先に含まれており、当社CF0は、上記①及び②の疑義が生じた上場直前期である2020年12月期において、不適切な会計処理の可能性を認識していた可能性も否定できないことから、本件不正発注とは種類の異なる新たな疑い（以下「追加疑義」といいます。）を識別いたしました。

当社は、当社CF0が関与していた他の会計処理の中にも不適切なものが含まれているリスクが否定できないことを踏まえ、本件不正発注に加え、追加疑義に関しても徹底した調査を実施することにいたしました。

当社の株主及びお取引先をはじめとする関係者の皆様におかれましては、多大なご心配とご迷惑をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

以 上